さいたま市告示第 1768 号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 11 月 20 日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　形質変更時要届出区域として指定する区域

さいたま市北区日進町二丁目 61 番地 3、62 番 4

詳細は、別紙形質変更時要届出区域図のとおり

２　指定番号

形－３１号

３　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

ふっ素及びその化合物

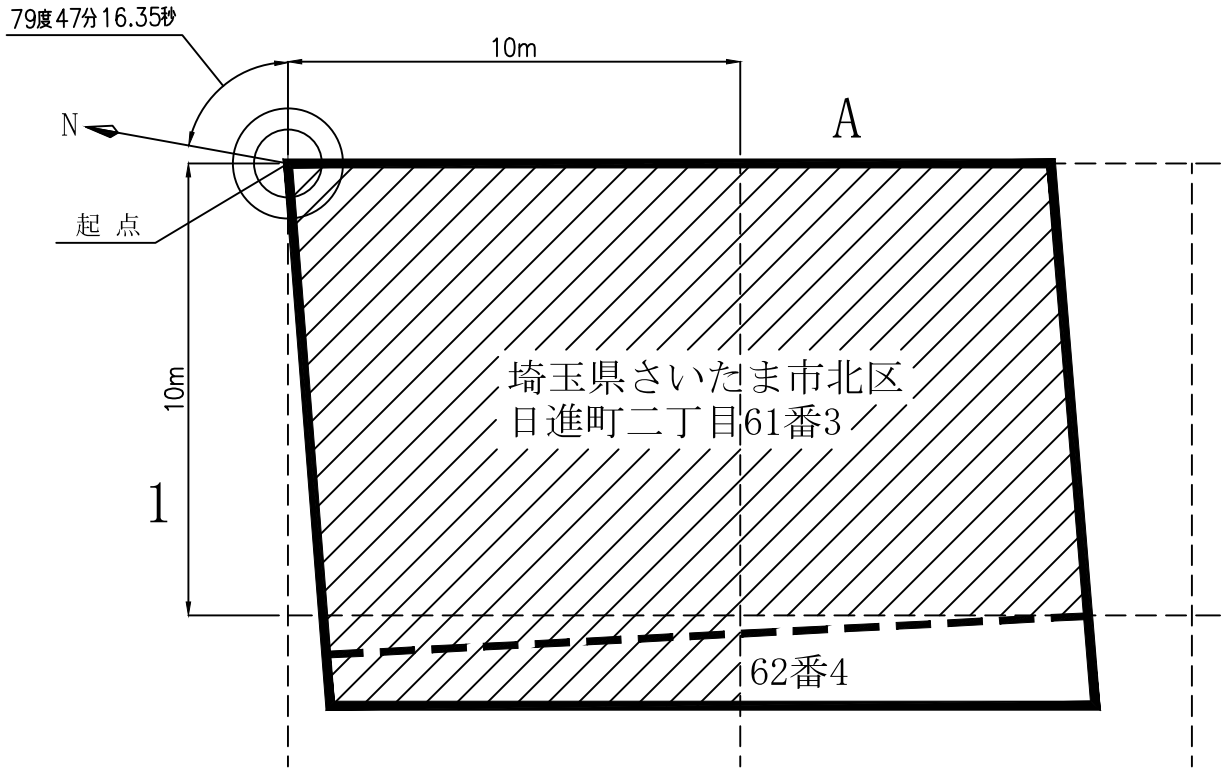
ほう素及びその化合物

４　連絡先

⑴　担当　さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壌係

⑵　電話　０４８（８２９）１３３１

別　　図



【凡例】

：形質変更時要届出区域

：調査対象地

－－－－：単位区画

▬ ▬ ：地番境界

【起点】

起点は、座標（X=-8013.631、Y=-19977.494）とする。

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(79度47分16.35秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。